

ドイツ連邦共和国

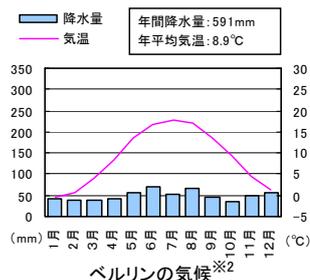
Federal Republic of Germany

■基本情報

国土面積：357,120km² ※1

首都：ベルリン

気候：海洋性気候（北部・北西部）
大陸性気候（東部）
海洋性～大陸性（中部・南ドイツ）



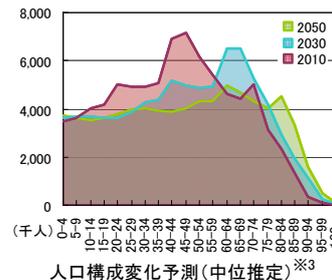
■社会の概況

人口：8,173万人(2011)※1 都市人口比率：73.9%(2011)※1

貧困率(1日\$1.25以下)：-(-)※1

就学率(中等教育)：87.9%(純就学率・1997)※1

識字率(15歳以上)：-(-)※1



■経済の概況

2009年には欧州債務危機で経済が低迷したが、2010年以降はGDP成長率3%程度を維持している。GDPの規模では欧州内で第1位であり、貿易大国である。

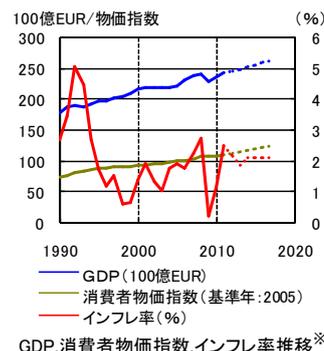
GDP：21,315億ドル(2011)※1 1人当たりGDP：26,081ドル(2011)※1

GDP成長率：3%(2011)※1 所得格差(ジニ係数)：28.3(2000)※1

失業率：7.1%(2010)※1

主要産業：自動車、機械、電子工学、化学、環境技術、精密機械、光学、医療技術、バイオ・遺伝子工学、ナノテクノロジー、航空・宇宙産業、物流※4

対日関係：日系進出企業数は1,446社(2011年10月時点) ※4



| | 日本との貿易額 (2010年単位: 億円) ※4 | 品目 ※4 |
|------|-----------------------------|------------------------|
| 対日輸出 | 16,890 | 化学製品、輸送設備、自動車、機械、電気機械類 |
| 対日輸入 | 17,766 | 自動車、電気機械類、機械、輸送設備、化学製品 |

■水資源の状況

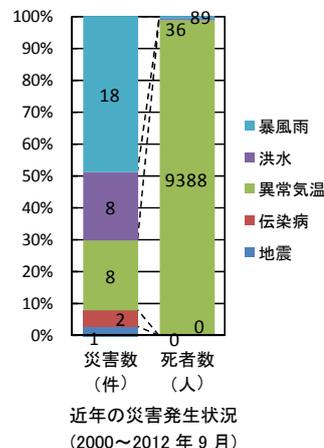
10の流域圏を有し、主に地表水を水資源として利用している。オーデル川、エルベ川、ライン川、ムーズ川、ドナウ川等の国際河川が多く存在し、国内水資源の3割以上を他国に依存している。

水資源の状況 ※6

| | ドイツ | 【参考】日本 |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 年間降水量 | 700mm/年 (2011) | 1,668mm/年 (2011) |
| 水資源賦存量 | 154km ³ /年 (2011) | 430km ³ /年 (2011) |
| 地表水 | 153.3km ³ /年 (2011) | 420km ³ /年 (2011) |
| 地下水 | 45.7km ³ /年 (2011) | 27km ³ /年 (2011) |
| 1人当たり水資源賦存量 | 1,874m ³ /人・年 (2011) | 3,399m ³ /人・年 (2011) |
| 取水量 | 32.3km ³ /年 (2007) | 90.04km ³ /年 (2001) |
| 農業 | 0.2508% (2007) | 63.13% (2001) |
| 工業 | 83.87% (2007) | 17.55% (2001) |
| 水道 | 15.88% (2007) | 19.32% (2001) |
| 1人当たり水使用量 | 391.4m ³ /人・年 (2007) | 714.3m ³ /人・年 (2001) |
| 水資源への負荷注1 | 20.97% (2007) | 20.93% (2001) |
| 水資源の他国依存度注2 | 30.52% (2011) | 0% (2011) |

注1：淡水取水量(取水量-造水量-二次利用水)÷水資源賦存量 注2：国外から得ている水資源賦存量の割合

災害発生状況 ※7



■上下水道の状況

上下水道の普及率は高く、上水道普及率は 99.2%、下水道普及率は 95%である。民間参入率は他の欧州諸国と比べると比較的低い。

改善された水供給へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※8}

改善された衛生施設へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※8}

上水道普及率：99.2%^{※9}

下水道普及率：95.0%^{※9}

上水道管路延長：500,000km^{※9}

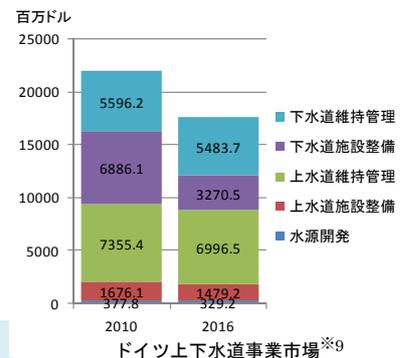
下水道管路延長：540,723km^{※9}

上水道民間参入率：21%(2011)^{※10}

下水道民間参入率：20%(2011)^{※10}

造水量：0.03km³/年^{※9}

上下水道に関する市場規模：218.92 億ドル(2010)^{※9}



■水関連法制度・計画

水資源管理については、主に州政府が担っているが、国際河川における国境を超えた連携や、州政府間の調整等については連邦政府が行っている。近年改正された連邦水管理法では、連邦政府の権限が強化され、表流水、沿岸水、地下水の管理について、全国で統一した条件が導入された。

水に関する行政機関：

・多くの州においては、州の環境省が水管理法の所管官庁となっている。連邦政府は調整機能と支援機能を有する。

・国際河川については、国境を越えた連携に基づく流域管理を強調しており、国際河川委員会において水質保全・管理、生態系の保全、洪水対策といった総合的な水管理・流域管理を実施している。国際河川は連邦水路として指定され、連邦水路の維持管理は連邦政府が管轄している。

法制度・計画：

・1957年連邦水管理法は、水管理全般に関する法律であり、水域管理、公共用水の供給、排水処理、汚染物質の規制、ダム建設及び護岸工事、洪水対策等を定めている。同法は欧州水枠組み指令を国内法化するために2002年に改正され、さらに2009年の改正では、連邦政府の権限が大幅に強化されるとともに、表流水、沿岸水、地下水の管理に関して、連邦で統一する必要がある州法の規定を取り入れることにより、水管理においては初めて全国で統一された法律が制定されることになった。

・欧州水枠組み指令に基づき、2009年までに流域毎に流域管理計画が策定されている。

■水ビジネスに関する制度

水分野における民間参入については、他の欧州諸国と比べると進んでおらず、上下水道分野における海外水メジャーの参入事例は少ない。

水ビジネス PPP 関連制度：

上下水道市場の民間への開放について様々な議論が行われてきているものの、2002年にドイツ連邦議会は民間への上下水道市場開放の案を否決しており、代わりに上水道事業のパフォーマンス向上のための技術向上を図る方針を決めている。

欧州の他の国に比べると、民間参入率は高くなく、海外水メジャー等の多国籍大手企業はほとんど参入していないが、近年では民営化に移行する都市もでてきている。

出典

※1) 世界銀行 World Development Index

※2) World Meteorological Organization

※3) 国連 World Population Prospects, the 2010 Revision

※4) 外務省 国・地域別情報、海外在留邦人数調査統計

※5) IMF World Economic Outlook Database

※6) FAO AQUASTAT

※7) EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database

※8) UNICEF & WHO Progress on Drinking Water and Sanitation 2012 Update

※9) Global Water Intelligence, Global Water Market 2011

※10) Pinstent Masons Water Yearbook 2011-2012